

2019（令和元）年度短期大学認証評価の結果について

（１）大学基準協会の短期大学認証評価

本協会の短期大学認証評価は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）ことを目的として行っています。より具体的には、下記の2点となります。

- ① 各短期大学が個性、特徴を発揮し多様な発展を遂げることができるよう、短期大学の改善・改革を側面から支援する。
- ② 認証評価をとおして、各短期大学の教育・研究の質を社会に対し保証する。

特に、社会に対して保証する短期大学の質については、当該短期大学が自身の掲げる理念や目的の達成に向けた活動を行っていること、自己点検・評価活動を改善へと結びつけ、自己改善を進めていくシステムが機能していることの2点を重視しています。

このため、いくつかの問題が認められるときには、短期大学基準に適合していると認定するものの、その適合認定の期間に制限を設けて短期大学基準に適合している（以下「期限付適合」という。）と判定し、その後の改善努力と成果を確認する場合があります。

短期大学認証評価における期限付適合の期間は3年間とし、その間のいずれかの年度に、期限付適合の原因となった事項について再評価を受けることが必要です。本協会は、当該問題事項の改善状況を評価し、短期大学基準への適合について改めて判定を行います。

また、短期大学基準に適合していない（以下「不適合」という。）との判定となった場合、翌年度又は翌々年度のいずれかの年度に、不適合の原因となった事項について追評価を申請することができます。

なお、本協会が2007（平成19）年に認証評価機関として文部科学大臣に認証されたことにより、本協会の短期大学認証評価を受けた短期大学は、学校教育法に基づく認証評価を受けたこととなります。

（２）短期大学認証評価の組織体制

2019（令和元）年度の短期大学認証評価においては、申請短期大学に対応して次のような組織体制を整え、具体的な評価活動を行いました。

まず、「短期大学評価委員会」（委員15名）の下に、1の「短期大学評価分科会」と1の「短期大学財務評価分科会」を設置しました（体制図参照）。

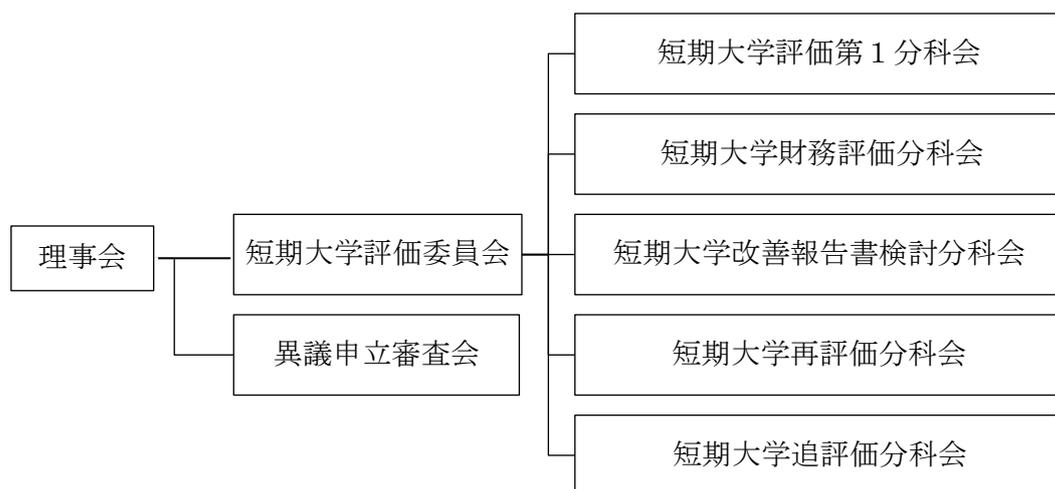
「短期大学評価委員会」は、全国の短期大学から推薦された候補者の中から理事会が選出した委員12名及び理事会が選出した外部有識者3名によって構成されています。

「短期大学評価分科会」は、各短期大学の財務を除く諸活動全体を評価することを目的とし、1つの短期大学につき1つの分科会を設置しています。構成は、原則として主査1名と委員3名の計4名の委員からなっています。

「短期大学財務評価分科会」（主査・委員あわせて3名）においては、短期大学財務評価の指標や方法の検討を行うとともに、実際の財務評価を担いました。

したがって、2019（令和元）年度の短期大学認証評価は、延べ22名の委員が関わり実施したことになります（委員会、分科会の名簿については（8）参照）。

体制図



（3）2019（令和元）年度 短期大学認証評価への申請短期大学

（私 立） 関西外国語大学短期大学部

（4）短期大学認証評価の経過

① 書面による評価

各分科会に所属する主査・委員は、評価に先立ち、評価方法、評価者倫理等に関する研修を受けました。その後、短期大学の自己点検・評価の結果としてとりまとめた点検・評価報告書及び短期大学基礎データその他根拠資料をもとに、各委員が自らの評価所見をまとめ、分科会に臨みました。分科会では、評価所見をもとに主査又は委員が分担執筆した「分科会報告書（原案）」をもとに書面による評価を行い、その結果を分担執筆して「分科会報告書（案）」としてとりまとめ、実地調査前に当該短期大学へ送付しました。

② 短期大学認証評価における実地調査の実施

各分科会における書面評価終了後に、評価に申請のあった1短期大学に対して実地調査を実施しました。

実地調査の目的は、十分な資料・情報等を収集し、評価の正確さを期すことにあります。当日（1日半）は、書面評価の過程で発生した疑問点に関する質疑応答を行うとともに、短期大学執行部との意見交換に加え、個別の教職員との意見交換の時間を設け、

短期大学と評価者間でのディスカッションを十分に行うことに努めました。また、学生インタビューを通じて実地調査の実効性を高めるとともに、書面のみで把握の難しかった施設・設備の状況などを確認しました。

③ 短期大学評価委員会における「認証評価結果（案）」の作成

「短期大学評価委員会」は、分科会において実地調査等の結果を反映させた「分科会報告書」を審議し、「認証評価結果（委員会案）」をとりまとめました。その後、同委員会案を当該短期大学へ送付しました。

「認証評価結果（委員会案）」を受け取った短期大学は、事実誤認等があった場合、「認証評価結果（委員会案）」に対して意見を申し立てることができます。今年度は、意見申立はありませんでした。これを受けて、「短期大学評価委員会」では、「認証評価結果（案）」を確定しました。

④ 理事会による評価結果の承認

「短期大学評価委員会」が作成した「認証評価結果（案）」については、2020（令和2）年2月26日開催の理事会に諮りました。その結果、2019（令和元）年度に短期大学認証評価を申請した1短期大学の評価結果について承認を得て、本年度の短期大学認証評価が終了しました。

（5）認証評価結果の概要

① 短期大学認証評価の結果、短期大学基準への適合認定を行った短期大学

2019（令和元）年度に短期大学認証評価を申請した前述の1短期大学について、短期大学基準に適合していると認定しました。

② 評価結果の構成

短期大学に提示する評価結果は、「Ⅰ 評価結果」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 各基準の概評及び提言」で構成しています。

「Ⅰ 評価結果」では短期大学基準に適合しているか否か及び適合の場合はその認定期間を記載し、「Ⅱ 総評」では、短期大学の理念・目的及び当該短期大学の優れた点や課題を含む特徴的な事項など今回の短期大学認証評価における総合的な評価の状況を記載しています。オプション項目「特色ある取り組み」について点検・評価を行った短期大学に対しては、その評価結果もここに記載します。

「Ⅲ 各基準の概評及び提言」は短期大学基準を構成する10の基準ごとに、「概評」「提言」で構成しています（基準4は（1）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、（2）教育課程・教育内容、（3）教育方法、（4）成果、基準9は（1）管理運営、（2）財務にわけて記載）。このうち「概評」は、短期大学基準に基づき、該当す

る短期大学の取組み・現状に対する評価の概要を記述しています。「提言」は、「概評」に記述した取組みのうち、特記すべき事項が認められる場合に記述しており、「長所として特記すべき事項」「改善勧告」「努力課題」の3種類があります。

「長所として特記すべき事項」は、短期大学が掲げる理念・目的・教育目標の実現に向けた取組みに有効性が顕著に認められるもの、あるいは申請短期大学の特色を示すものとして特記すべきものを示しています。

「改善勧告」は法令違反など短期大学としての最低要件を充たしていない、あるいは、改善・改革への取組みが十分でない事項に対し義務として改善を求めるものを示しています。一方、「努力課題」は短期大学としての最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた、一層の努力を促すものを示しています。そのため、改善の義務が生じる「改善勧告」とは違い、その指摘にどのように対応するかは各短期大学の判断に委ねられています。

③ 短期大学基準への適合認定を行った短期大学に対する提言

前述の短期大学には、一層の充実のため、本協会として「長所として特記すべき事項」の提言を付しています。

指摘は、それぞれの短期大学からの申請資料に基づく書面評価や実地調査の結果を踏まえ、実態に即したものとなるよう留意しました。

なお、2019（令和元）年度は「改善勧告」及び「努力課題」の提言はありませんでした。

（6）改善報告書について

本協会では、短期大学認証評価の結果、短期大学基準に適合している旨の認定を受けた短期大学に対して、必要に応じて「長所として特記すべき事項」「改善勧告」「努力課題」を付していますが、「改善勧告」を付された短期大学は、これに誠実に対応し、早急に改善措置を講じる必要があります。また、「努力課題」を付された短期大学は、問題点として指摘された事項について十分に検討し、一層の改善に努める必要があります。

「改善勧告」又は「努力課題」が付された短期大学は、それらの事項についての改善状況をとりまとめ、本協会が指定する期日までに改善報告書を提出することになっています。この改善報告書の制度は、本協会の短期大学認証評価の特色のひとつであり、改善報告書の評価を通じて、短期大学の改善・改革を継続的に支援するための重要なシステムです。

（7）大学基準協会の評価の充実に向けて

本協会は、これまで培ってきた実績をもとに、透明性・公正性の高い第三者評価機関として中心的な役割を果たすべく、短期大学認証評価システムの改善・充実に取り組んでいます。2013（平成25）年度からは第2期認証評価を開始し、これまでの「自己点検・評価

の実施」から、短期大学自ら質を保証し、向上させるための継続的な努力とそれを社会一般に対していかに説明・証明しているのか、という「内部質保証システム」の構築と有効性を重視した新たな評価システムへと移行しました。また、2020（令和2）年度からは、短期大学基準を改定し、内部質保証をより一層重視した第3期認証評価を開始します。

大学基準協会は、今後も社会の期待に応える短期大学認証評価を発展させる努力を行ってまいります。何とぞご支援いただきますようお願いいたします。

(8) 2019 (令和元) 年度短期大学認証評価関係委員会等名簿

①2019 (令和元) 年度短期大学評価委員会名簿

役名	氏名	所属名
委員長	鬼頭 宏	静岡県立大学短期大学部
副委員長	窪田 和美	龍谷大学短期大学部
委員	浅木 森和夫	神戸女子短期大学
委員	安達 励人	倉敷市立短期大学
委員	雨宮 照雄	元三重短期大学
委員	木村 麻衣子	武庫川女子大学短期大学部
委員	工藤 直樹	岩手県政策地域部 学事振興課
委員	坂元 昇	川崎市立看護短期大学
委員	頭師 暢秀	近畿大学短期大学部
委員	中村 浩二	株式会社 進研ア卜
委員	並木 俊恭	神奈川県立大和南高等学校
委員	藤井 裕子	神戸教育短期大学
委員	山田 賢治	日本大学短期大学部
委員	吉山 尚裕	大分県立芸術文化短期大学
委員	渡辺 孝章	鶴見大学短期大学部

②2019 (令和元) 年度短期大学評価分科会名簿

第1分科会

役名	氏名	所属名
主査	安達 励人	倉敷市立短期大学
委員	木村 麻衣子	武庫川女子大学短期大学部
委員	渡辺 孝章	鶴見大学短期大学部
委員	津秋 博之	龍谷大学

③2019（令和元）年度短期大学財務評価分科会名簿

役名	氏名	所属名
主査	雨宮 照雄	元三重短期大学
委員	大日方 清剛	上智大学短期大学部
委員	永岩 尊暢	大月短期大学

（令和2年3月26日現在）

（9）2019（令和元）年度短期大学認証評価スケジュール

- 2018年 12月3日 申請短期大学より短期大学認証評価申請書の提出
- 2019年 3月5日 第42回短期大学評価委員会の開催（2019年度短期大学認証評価に関する検討）
- 4月1日 申請短期大学より短期大学認証評価関連資料の提出
- 4月23日 第43回短期大学評価委員会の開催（2019年度短期大学認証評価に関する検討）
- 5月上旬 評価者研修セミナーの開催（2019年度の評価の概要及び主査・委員が行う作業の説明）
- 5月下旬 主査及び委員による申請短期大学に対する評価所見の作成
- 5月下旬～7月上旬 「短期大学評価分科会報告書（原案）」の作成（各委員の評価所見の統合）
- 5月30日 第1回短期大学財務評価分科会の開催（大学財務評価分科会と合同開催）
- 7月16日 第2回大学財務評価分科会の開催（「短期大学評価分科会報告書（案）」（財務評価部分）の作成）
- 7月27日 分科会の開催（「短期大学評価分科会報告書（案）」の作成）
- 8月23日 「短期大学評価分科会報告書（案）」の申請短期大学への送付
- 9月27日・28日 申請短期大学に対する実地調査の実施
「短期大学評価分科会報告書」「短期大学認証評価結果（素案）」の完成

- 12月3日 第44回短期大学評価委員会の開催(「短期大学認証評価結果(素案)」を審議し、「短期大学認証評価結果(委員会案)」を作成)
- 12月19日 「短期大学認証評価結果(委員会案)」の申請短期大学への送付
- 2020年 2月5日 第45回短期大学評価委員会の開催(メール審議にて「短期大学認証評価結果(案)」を確定)
- 2月26日 第522回理事会の開催(「短期大学認証評価結果(案)」の承認)